

- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（抄）（第三十二条関係）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（抄）（第三十三条関係）
- 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）（抄）（第三十四条関係）
- 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）（抄）（第三十五条関係）
- 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）（第三十六条関係）
- 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）（第三十七条関係）
- 商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）（抄）（第三十八条関係）
- 工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）（抄）（第三十九条関係）
- 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）（第四十条関係）
- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（抄）（第四十一条関係）
- 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（抄）（第四十二条関係）
- 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）（抄）（第四十三条関係）
- 道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）（抄）（第四十四条関係）
- 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）（抄）（第四十五条関係）
- 土地利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）（第四十六条関係）
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）（第四十七条関係）
- 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）（第四十八条関係）
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十条関係）
- 渔港漁場整備法（昭和二十五年法律第一百三十七号）（抄）（附則第十二条関係）
- 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（附則第十二条関係）
- 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）（附則第十三条関係）
- 地方教育振興法（昭和二十九年法律第一百四十三号）（抄）（附則第十四条関係）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）（抄）（附則第十五条関係）

○ ○ ○ ○ ○
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十六条関係）
環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）（附則第十七条関係）
都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（附則第十八条関係）
構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）（抄）（附則第十九条関係）
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十六号）（抄）
（附則第二十条関係）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を
改正する法律（平成二十三年法律第十九号）（抄）（附則第二十一条関係）

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）（抄）（第十条関係）

※ 「現行」は、児童福祉法の一部を改正する法律案附則第九条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第十三条（略）

② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二～五（略）

③・④（略）

⑤ 第二項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者

二（略）

第十三条（略）

② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者

二～五（略）

③・④（略）

（新設）

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

一 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者

二（略）

第十八条の七 都道府県知事は、保育士の養成の適切な実施を確保するた

第十八条の七 厚生労働大臣は、保育士の養成の適切な実施を確保するた

め必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②・③ (略)

第二十条 (略)

②・③ (略)

④ 第二項の医療に係る療育の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。

⑤ 都道府県知事は、病院の開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。

⑥・⑦ (略)

⑧ 都道府県知事は、指定療育機関が第六項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項の医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

め必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②・③ (略)

第二十条 (略)

②・③ (略)

④ 第二項の医療に係る療育の給付は、厚生労働大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。

⑤ 厚生労働大臣は、国が開設した病院についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院についてその開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。

⑥・⑦ (略)

⑧ 指定療育機関が第六項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項の医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生労働大臣が指定した指定療育機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定療育機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、児童の利益を保護する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

第二十一条の五の二十五 (略)

② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十

二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 指定都市の長

三 (略)

③ 前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事

あつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。」は、指定療育機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定療育機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務（都道府県知事が指定した指定療育機関に係るものに限る。）について、児童の利益を保護する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

第二十一条の五の二十五 (略)

② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事

（新設）

二 (略)

③ 前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事

項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

④・⑤ (略)

第二十一条の五の二十六 (略)

② 厚生労働大臣又は指定都市の長が前項の権限を行つときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

③ 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

④ 厚生労働大臣又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

⑤ (略)

第二十一条の五の二十七 (略)

②～④ (略)

第二十一条の五の二十六 (略)

② 厚生労働大臣が前項の権限を行つときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

③ 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行つよう求めることができる。

④ 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行つよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

⑤ (略)

第二十一条の五の二十七 (略)

②～④ (略)

項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

④・⑤ (略)

第二十一条の五の二十六 (略)

② 厚生労働大臣又は指定都市の長が前項の権限を行つときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

③ 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行つよう求めることができる。

④ 厚生労働大臣又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行つよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

⑤ (略)

第二十一条の五の二十七 (略)

②～④ (略)

⑤ 厚生労働大臣又は指定都市の長は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反のより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で

政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。

この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

②～④ (略)

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で

政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。

この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

②～④ (略)

⑤ 厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一～四 (略)

五 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他 の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者

六 (略)

第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一～四 (略)

五 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他 の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者

六 (略)

○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一～四 (略)

五 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者

六 (略)

第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一～四 (略)

五 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者

六 (略)

改 正 案	現 行
<p>（認定）</p> <p>第五条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長</u>）の認定を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（認定）</p> <p>第五条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（決定又は裁決をすべき期間）</p> <p>第二十九条 都道府県知事又は指定都市の長は、手当の支給に関する処分についての異議申立て、審査請求又は再審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て、審査請求又は再審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。</p> <p>2 異議申立て人、審査請求人又は再審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事又は指定都市の長が異議申立て、審査請求又は再審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>（再審査請求）</p>	<p>（決定又は裁決をすべき期間）</p> <p>第二十九条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての異議申立て又は審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。</p> <p>2 異議申立て人又は審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事が異議申立て又は審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>（再審査請求）</p>

第三十条 指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給に関する処分、市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十二条 手当の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ提起することができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十二条 手当の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第三十四条 市町村長（指定都市においては、区長とする。）は、行政手当若しくは特別児童扶養手当については都道府県知事又は指定都市の長をいい、障害児福祉手当及び特別障害者手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。）又は手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に関する、無料で証明を行うことができる。

第三十四条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、行政手当（特別児童扶養手当については都道府県知事をいい、障害児福祉手当及び特別障害者手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。）又は手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に関する、無料で証明を行うことができる。

改 正 案

現 行

（受験資格）

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 （略）

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において六ヶ月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四（十一）（略）

（受験資格）

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 （略）

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において六ヶ月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四（十一）（略）

改 正 案

現 行

（業務管理体制の整備等）

第五十一条の二（略）

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

（新設）

二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第一「百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定事業者等 指定都市の長

三（略）

3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5（略）

（業務管理体制の整備等）

第五十一条の二（略）

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

（報告等）

（報告等）

第五十一条の三 (略)

2 厚生労働大臣又は指定都市の長が前項の権限を行うときは当該指定事業者等に係る指定を行つた都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の四 (略)

2~4 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の四 (略)

2~4 (略)

3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 (略)

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 (略)

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 (略)

第五十一条の三 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行つた都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号から第四号までに掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支

援事業者 都道府県知事

二 (略)

三 当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者(前号に掲げるものを除く。) 指定都市の長

四 (略)

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第五十一条の三十二 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事(以下この項及び次条第五項において「関係都道府県知事」という。)又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事

業者 都道府県知事

二 (略)

(新設)

三 (略)

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第五十一条の三十二 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事(以下この項及び次条第五項において「関係都道府県知事」という。)又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な

町村長と、指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な連携の下に行うものとする。

連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の三十三 (略)

2~4 (略)

5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、指定相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 (略)

ならない。

(大都市等の特例)

第一百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第一百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の中核市（以下「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。